

由利本荘市図書館・公民館図書室資料収集方針

由利本荘市図書館・公民館図書室（以下「図書館」という。）は、幼児から高齢者にいたる総ての住民が、その学習・情報収集・余暇等の目的のために、自由な意志に基づいて利用できる場であり、地域の文化的発展と、より高度な社会の形成に寄与する「地域の文化・情報の総合発信拠点」である。

これらの方針に基づき、各図書館の役割を認識しながら資料の収集を行う。

①図書館の位置づけ

1) 中央館

由利本荘市中央図書館を「中央館」とする。

中央館は地域の図書館、公民館図書室、学校図書室、外部機関などから寄せられる情報要求に対処できるよう、各分野にわたって必要な資料を幅広く収集する。

特に市全体のレファレンスサービスの強化を狙い、専門的内容の資料の充実に努める。

2) 地域館

中央館以外の由利本荘市各地域図書館・公民館図書室を「地域館」とする。

地域館は、その設置された地域の実情及び市民の生活などを考慮し、日常生活の課題解決やアドバイス、趣味や娯楽に関する資料の要求に応えられるよう、基本資料を中心に必要な資料を収集する。

②収集の原則

図書館の資料収集方針と市民のニーズに基づいて収集する。

③資料収集の基本方針

- 1) 中央館並びに地域館は、収集方針並びに収集計画を資料選定の指標とした上で対象地域の実情に合わせた収集を行う。
- 2) 市民のニーズを十分に踏まえ、情報発信の機関としての役割を担えるよう、身近な生活情報から国際情勢、情報通信（IT）などの先進技術、児童文化などに関する資料の収集をはかり、由利本荘市が目指す教育と生涯学習の目標実現に努める。
- 3) 市民の日常の暮らしの課題解決に役立つ資料を、基本図書を中心に各分野にわたり幅広く収集する。ただし、特殊な専門書や高価な資料については、中央館が重点的に収集するとともに、秋田県立図書館をはじめとする類縁団体との相互貸借制度を活用する。
- 4) 市民の要望が高い資料については、地区住民の要望に応えるために中央館並びに地域館それぞれに収集する。
- 5) 図書、逐次刊行物、パンフレット等の紙媒体だけでなく、DVDやCD-ROMなどの電子媒体の収集を積極的に行う。
- 6) 閲覧室に排架される資料は、出版年から10年を更新の目安とする。情報の消費が早い児童資料とヤングアダルト資料については、分野や内容により出版年から10年以内の更新に配慮する。

④資料選択の基本姿勢

- 1) 主張・見解が多様に分かれる問題を含む分野については、バランスを考慮し、片寄りのない蔵書構成に努める。
- 2) 資料の著者がいかなる思想・宗教・政治の立場にあらうとも、収集に影響するものではない。
- 3) 個人・組織・団体等の圧力や干渉は、収集に影響するものではない。
- 4) 図書館の資料が持つ思想や主張は、図書館もしくは図書館員のそれを表すものではない。

⑤形態

1) 収集されるもの

図書、逐次刊行物、パンフレット類、行政資料、視聴覚資料、各種電子媒体 他

2) 収集されないもの

著しく破損しやすい資料、閲覧の際書き込み・切り抜き・組み立て等が必要となる資料（ただし、衣服の型紙や地図など、それが資料価値・利用価値の大部分を占め、付録として管理可能なものは収集する）

⑥収集計画

以上の収集方針の下に図書館共通の収集計画を設ける。

また必要に応じて、その館の特質や地域の状況に合わせた収集計画を別に定めることが出来る。

⑦寄贈資料

寄贈資料の受入はこの収集方針に沿って行う。既存の蔵書構成からかけ離れた特殊なもの、内容的に資料価値の無いものと判断される場合には受け入れない。

公共図書館として保存することが望ましいと考えられ、しかも今後散逸するおそれのある図書については、書庫スペースを考慮の上、受入保管し、必要に応じてその運用を図る。

由利本荘市図書館・公民館図書室資料収集計画

この収集計画は「由利本荘市図書館・公民館図書室資料収集方針」に基づき、その具体的基準を示すものである。

中央館は、地域館、その他図書館と有機的連携を持つ関係施設を通して寄せられる資料要求に応えられるよう、また参考調査の中核としての機能を果たすため、必要な資料を幅広く収集する。

地域館は地域住民から寄せられる要求への対応を第一とし、基本資料をはじめ、地域のニーズに合わせて資料を収集する。

この目的のため、以下の資料別収集計画を別に定める。

【1】一般資料

1. 一般資料
2. 郷土資料
3. 外国語資料
4. 視聴覚資料
5. 障害者サービス資料
6. 新聞・雑誌資料
7. ヤング・アダルト資料

【2】児童資料

1. 絵本
2. 文学
3. 紙芝居
4. 郷土行政資料
5. 児童文学研究

【1】一般資料

1. 一般資料

- ・ 新たに刊行されたもので、基本的な資料として長く保存、活用されるものと認められるものは重点的に選定の対象とする。
- ・ 各種の資格、免許取得に役立つ資料は、常に最新のものを揃えるよう留意する。
- ・ 各分野で既に高い評価を得ているものは特に選定の対象とする。
- ・ 各種受賞資料は、児童書を含めて出来るだけ選定の対象とする。
- ・ 内容が高度で、細分化された専門書、特殊な主題のものは中央館で選定の対象とするほか、相互貸借制度を活用して提供する。

2. 郷土資料

市民の調査・研究・教養その他の生活情報に資するため、また郷土の歴史を後世に伝えるため、郷土に関する多様な資料を収集する。

[郷土資料の定義]

- (1) 由利本荘市・秋田県に関連する内容を取りあげている資料
- (2) 著者・出版社が由利本荘市、秋田県に関しているもの
- (3) 一般の流通経路に載らない、由利本荘市・秋田県の住民（個人・団体・グループ）によって作成された資料

[収集する郷土資料の形態]

- (1) 冊子形式のもの（図書・雑誌）
- (2) 小冊子類（パンフレット・リーフレット・一枚刷り）
- (3) 新聞
- (4) 手書き資料・複写資料
- (5) 写真、絵画

- (6) 地図（地形図・市街図・その他）
- (7) 児童資料（絵本・紙芝居・その他）
- (8) 視聴覚資料（DVD・CD・その他）
- (9) その他資料価値があり必要と認めたもの

〔郷土資料収集計画〕

- (1) 郷土の歴史、民俗伝承に関わる資料は郷土資料館などの関係機関と調整を図りながら収集する。
- (2) 現資料が手に入らない場合には、複写、手書きなどの手段を使って資料を作成するとともに、資料の所在を把握する。
- (3) 下記に該当する資料は複本を制限せず収集に努める。うち1冊は中央館で保存するものとし、それ以外は極力貸出を行うものとする。
 - ・郷土に関する調査、研究などの目的において今後長期間にわたり資料価値が変わらない内容であると判断した資料
 - ・利用が多く見込まれる資料
- (4) 県・市全体の動きを概観しうる資料（県史・年鑑・概要・調査報告・案内書など）については、市役所その他関係行政機関と連絡調整を図り、中央館を中心に網羅的に収集する。
- (5) 特定の主題について県・市全体の動きを総括的に扱っている資料は、中央館を中心に収集する。
- (6) 県内個別自治体に特有の主題を扱っている資料のうち一般的なものは、幅広く収集する。
- (7) 郷土資料の定義に該当する資料のうち、出版界での一般的な評価が高い、話題性が高いなどとされる資料については、図書館の判断により一般資料の排架とすることが出来る。
複本の場合は、1冊を郷土資料に、その他を一般の分類に置く。

3. 外国語資料

結婚や留学、企業研修などの事情により地域で生活する外国人の情報要求に対し、地域の実情とニーズに応じて様々な言語で書かれた資料の収集に努める。

〔外国語資料の定義〕

外国語資料とは、出版地を問わず外国語で記述された資料を指す。

〔言語の種類〕

利用者の使用する言語にあわせた形での言語種類を考慮しながら、多くの種類の言語で書かれた資料を幅広く収集の範囲とする。

〔外国語資料の形態〕

図書資料を中心に、以下の形態のものも収集の対象とする。

- (1) 新聞・雑誌
- (2) パンフレット・リーフレット・その他
- (3) 視聴覚資料

〔収集計画〕

- ・市内に在住または滞在する外国人、帰国子女、語学学習者などを利用対象として、各分野にわたって外国語資料を収集する。
- ・外国人利用者相互、日本人とのコミュニケーション、日本人が多文化への理解を深めることを目的として資料の収集に努める。
- ・外国人のために、広く日本を紹介した外国語資料、日本での生活情報などを幅広く収集する。
- ・利用対象が限定される類の資料であることから、収集は主に中央館が担う。地域館は、公民館等で行われる語学教室や事業、住民のサークル活動等を把握した上で、必要に応じて適宜収集を行う。

4. 視聴覚資料

市民の趣味・娯楽の多様化と、それに合わせた再生機器の普及に伴い、従来の紙媒体の資料に加え、DVD等非紙媒体資料の充実が求められる。

図書館は、これらの要求に応えるために視聴覚資料の収集に努める。

[視聴覚資料の内容]

(1) 音響資料

- ・音楽全般（クラシック、ポピュラー）
- ・邦楽
- ・諸芸，演劇
- ・子供向け音楽，童謡
- ・その他

(2) 映像資料

- ・映画
- ・音楽
- ・教養
- ・スポーツ・体育
- ・諸芸
- ・郷土
- ・その他

(3) その他の視聴覚資料

[視聴覚資料の形態]

- ・CD
- ・CD-ROM
- ・DVD
- ・その他

[収集計画]

- ・各ジャンルを幅広く収集する。
- ・「個人向け館内視聴」及び「個人向け館外貸出」の著作権許諾の処理がなされているものに限り収集する。
- ・DVDブックなど、非紙媒体が主であり紙媒体が附属されている資料形態については、視聴覚資料として扱い、図書館での取扱条件を奥付等で確認し、明記されていない場合は出版社に確認の上、その指示の下受入をする。

5. 障害者サービス資料

公共図書館は、地域住民がいつでも必要とする資料を入手し、利用する権利を保障する機関である。

心身にハンディキャップのある人、来館が困難な人など、図書館利用に障害がある人々に対し、それぞれの状況に応じた最も利用しやすい形でサービスを提供するために資料の収集に努める。

[収集計画]

(1) 点字図書・録音図書・拡大写本

- ・点字図書、録音図書などは、各種のものを幅広く収集する。

(2) 大活字本

- ・弱視者に限らず、高齢化社会において需要が高まる出版形態であるため、積極的に収集する。

(3) 字幕・手話入り映像資料

- ・視覚障害者用資料として収集する。

(4) さわる絵本・布絵本・おもちゃ

- ・障害児に有効な資料として収集する。入手が困難な場合は、必要に応じて自館および地域ボランティアなどで作成し、収集する。

(5)各市関係団体機関誌・パンフレット

- ・市内及び近隣の関係機関が製作している機関誌・パンフレット、また障害者関係サークル・ボランティア団体の会報、情報などを収集する。

6. 新聞・雑誌資料

【新聞】

- ・主要な日刊紙を中心に各種新聞を収集する。
- ・以下のジャンルの新聞を収集の対象とする。
 - 全国紙
 - 地方紙
 - 秋田県・由利本荘市関係の郷土紙
 - その他

【雑誌】

雑誌は、常に最新の情報を提供する資料として、一般図書とは区別される。また特定の分野において専門性が強く、深いレベルでの情報を得ることが出来るという点で図書資料の中でも閲覧及び調査研究に有効な資料として収集を行う。

雑誌は市民の日常生活の中で気軽に触れることが出来る情報源であり、また多種多様な興味・関心に応える内容の資料であるため、市民要求を把握し、バランスに配慮した適切な収集を行う。

[収集の範囲]

- ・市民の暮らしに役立つ生活情報、趣味など、市民の趣向にあわせて生活に役立つものを収集する。
- ・市民の調査研究に役立つものを収集する。学術雑誌のうち、高度な専門雑誌などは必要に応じて収集する。
- ・社会の動きや流行に対応し、常に新しい情報を提供できるものを収集する。
- ・正確な情報や表現方法に留意し、データや統計情報など正確で新鮮な情報を納めるタイトルを選定、収集する。
- ・雑誌タイトルのうち、「別冊」「ムック」はその内容を図書館が判断し、NDCを付与して一般図書と同等の扱いとする事が出来る。

7. ヤングアダルト資料

主に中・高生にあたる「ヤングアダルト」に、その世代特有の興味や関心を取りあげる資料・情報を提供し、成人になるまでの期間で豊かな情操を育むことを目的として資料を収集する。

[ヤングアダルト資料の定義]

ヤングアダルトの定義は、13歳から18歳（中学生と高校生にあたる学齢）※の利用者とする。

ヤングアダルト資料は、児童資料から一般資料への“橋渡し役”という役割を担う。ヤングアダルト世代を対象として出版される資料に加え、「児童資料」「一般資料」として流通している出版物からも内容を見極めてヤングアダルト資料として収集する。

※「公共図書館におけるヤングアダルト（青少年）サービス実態報告」（日本図書館協会・1993）より

[ヤングアダルト資料の形態]

【紙媒体資料】

- ・本
- ・雑誌
- ・コミックブック
- ・グラフィックノベル
- ・点字や手話を含む多言語資料
- ・その他

【非紙媒体資料】

- ・オーディオブック
- ・音楽用CD
- ・DVD

〔収集計画〕

- ・「今」の社会現象を的確に捉え、関心の高い分野の資料を幅広く収集する。
- ・ヤングアダルト世代の生活に、直接的に役立つ資料を収集する。
- ・ヤングアダルト世代を主たる対象に出版された資料については、特に留意して収集する。
- ・教育的、指導的内容の資料と、趣味や娯楽の要素が高い資料とのバランスを考慮して収集する。
- ・多種多様な情報が氾濫する中から、ヤングアダルト世代の健全な精神教育に適した内容の選定に留意する。
- ・一般資料に抵抗なく移行できるような内容の選定に留意する。
- ・一般資料に比べて短い間隔での更新を意識し、常に最新の情報を提供することに留意して収集する。

(1) 図書

- ・一般資料の収集方針に留意しながら、ヤングアダルトのための図書を幅広く収集する。
- ・若い世代の興味や関心が高いテーマを取り上げた資料を重点的に収集する。
- ・対象となる世代の学校生活や普段の日常生活、将来の進路等について、不安や課題の解消と的確なアドバイスを提示できる資料の選定に留意する。
- ・漫画については、描写やストーリーが優れ、一般文学に匹敵する内容であり、ある程度の高い評価を得ている作品を収集する。

(2) 視聴覚資料

- ・他の視聴覚資料とのバランスを考え、ヤングアダルトの興味や関心、流行を考慮して収集する。

(3) 新聞・雑誌

- ・一般や児童の新聞・雑誌とのバランスを考え、ヤングアダルトの興味や関心、流行を的確に捉えた内容のものを収集する。

【2】児童資料

〔収集方針〕

幼児～児童の情操教育のため、図書館が子どもの読書環境を整備し、適切な資料を提供することを目的とする。

〔収集計画〕

- ・各分野の評価の定まった資料は、日常的に維持・更新して欠本の生じないようにする。何らかの事情により欠本が生じた場合は、速やかな補充に努める。
- ・各分野の評価が定まらない資料であっても、利用者のニーズや社会的評価等からそれを必要と認めた場合は出来るだけ収集する。
- ・成人を対象とした児童文学研究とその関連資料を収集する。

(1) 図書

- ・一般資料の収集方針に留意しながら、幼児～児童のための図書を幅広く収集する。
- ・社会的、教育的に高く評価されている本を収集する。

(2) 視聴覚資料

- ・他の視聴覚資料とのバランスを考え、視聴覚資料としての特性を活かした、娯楽性と教材的価値が高いものを収集する。

(3)新聞・雑誌

- ・一般の新聞・雑誌とのバランスを考え、家庭や学校生活等、児童を取り巻く環境や情報に関連した内容を考慮して収集する。

そのほか、児童図書に特筆すべき分野について次のとおりとする。

1. 絵本

評価の定まった絵本作家の作品は、出来るだけ収集する。

○絵本全般

- ・絵がストーリーを語っていること。
- ・表現力が豊かで、子どもの想像力・空想力を引き出すもの。
- ・子どもが理解できる表現・内容で、簡潔に描かれていること。
- ・子どものために出版されたものであること。

○知識絵本

- ・子どもの探求心を刺激し、その分野への興味を引き出す内容であること。
- ・最新で正確な知識に基づいていて、用語やその使い方が正しいこと。
- ・主題に一貫性があり、ポイントが押さえられていること。

○乳児対象絵本

- ・言葉が簡潔で心地よく用いられていること。
- ・色と形が鮮明で、明るい印象を持っていること。
- ・対話や遊びへ誘導する内容であること。
- ・壊れにくいこと。

2. 文学

(1)評価の定まった作家の作品は、出来るだけ収集する。

(2)古典から現代的な作品まで、幅広く収集する。

(3)詩歌・戯曲なども収集の対象とする。

○幼年文学

- ・題材は身近なもので、その世界や経験を広げる内容のもの。
- ・独創的で新鮮なストーリーであること。
- ※「幼年」…子どものうち、おおよそ6歳までの世代を指す。

○創作文学

- ・ストーリーが独創的で必然性があるもの。
- ・構成は順を追って分かりやすいもの。
- ・何人称で語られていても、視点が一定していること。
- ・テーマは作品を通して語られていること。

○古典名作

- ・ダイジェスト版は、原作の持ち味を損なわず、それ自体として文学の内容と質を備えているものを収集する。
- ・原典への興味を促す解説を備えていること。

○昔話・神話・伝説

- ・昔話を生んだ国や地域の性質・雰囲気が反映されているものを収集する。
- ・各国、各地の資料を幅広く収集する。

3. 紙芝居

- ・演じることにより、子どもが喜びを共有し楽しめる内容のものを収集する。
- ・紙芝居の特性を活かした構成のものを収集する。

4. 郷土行政資料

- ・子どもの調べ学習に役立つよう、地域に関する資料を収集する。
- ・由利本荘市を主題とする資料は網羅的に収集し、付随して秋田県に関する資料も収集する。

・授業等で利用が集中する主題や資料については、複本や類本を十分に用意する。

5. 児童文学研究

- ・児童文学論、児童文学史、作品作家研究、各種リストなどは収集の対象とする。
- ・地域育児サークル、ボランティア、教員、保育士などの児童文化活動に携わる人たちのために、児童文化全般の中から必要とされるものを幅広く収集する。

附 則

1. この規程は平成19年4月1日から実施する。
2. この規程の一部を改訂し、平成26年9月1日から実施する。